

# 税理士法改正に関する意見書

日本税理士会連合会  
会長 森 金次郎 殿

平成 12 年 10 月 16 日

全国青年税理士連盟  
会長 芥川 清彦  
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12  
電話 03-3354-1162

貴会におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より当連盟の活動に深いご理解をいただき、誠にありがとうございます。

さて、全国青年税理士連盟は国民のための税理士制度の確立を目指し活動してまいりました。

一般の税理士法改正につきまして、我々は極めて重大な関心を持ちその動向を注視してきただころです。去る9月21日、貴会理事会において「税理士法に関する改正要望書」（以下「改正要望書」という）が正式に機関決定されたことを受けて、ここに意見書を提出して我々の基本的立場を明らかにすると同時に今後の施策に反映していただくことを要望いたします。

「改正要望書」は、全体として我々の目指す税理士制度改革の方向性に合致しており、基本的には貴会機関決定に賛意を表明します。

ただし改革の深度は不十分なところも多く、一般の法改正はあるべき制度確立への第一歩であるという位置づけをすべきであり、遅くとも5年以内には更なる改革を目指すの税理士法改正がなされるべきであることを確認しなければなりません。

ところで、「改正要望書」の記述の多くは抽象的な表現となっており、この理念を具現化するためには、今後の国会審議を経て国民のための税理士制度改革の趣旨にそった法改正を実現しなければなりません。また、改正法成立を受けての政省令改正及び日税連会則・税理士会会則の改正も短期間のうちに行うこととなります。

このような状況を鑑みたととき、貴会には主体性を持った強力なリーダーシップを発揮していただき、あるべき制度実現のための施策を実施していただきたいと思います。

我々全国青年税理士連盟も規約及び総会決議に従って、「改正要望書」の実現のために組織の総力を挙げて法改正運動を展開していく決意を表明いたします。

以下に、「改正要望書」の記述内容に疑義のある部分について確認をするとともに、我々が特に関心を持っている項目については個別に意見を述べることといたします。

## 1 試験科目の一部免除規定

「改正要望書」の「資格取得制度は、業務独占規定、資格要件、業務範囲のあり方などを勘案したうえで定められているものでなければならず、その資格取得は、公平なものとする必要がある。」という認識は我々の方と基本的に合致しており、二種類の修士の学位により全科目が免除されるという実態について、「税理士法創設時の理念とかけ離れ、修士の学位により第1号及び第2号の両方を修得した者の税理士登録が増加傾向にあり、現在、税理士試験を回避、抜け穴とする制度として、その弊害が顕著となっている。」と記述していることは、我々が従来から主張してきた意見が反映されたものと評価いたします。

この趣旨を具現化するためには、「改正要望書」が「仮に……」以下で述べているように、「試験免除制度の合理性を確保する観点から、法第8条第1項第1号及び第2号については、試験科目に相応する学問領域に限定することとするとともに、資質を確保する観点からは、税法科目又は会計学科目のいずれか一方は試験に合格することとする」との法改正は最低限実現されなければなりません。

なお、試験科目に相応する学問領域に限定するとした場合、現行法上は免除対象となっている「財政学」は領域から除かれるべきであると考えます。

また、学問領域が試験科目に相応しているかどうかについて、税理士審査会の実質審査が有効に機能するたための立法上の措置を講じることが不可欠であると考えます。

一方、税務官公署職員の試験免除の見直しについて「改正要望書」が、「少なくとも、会計学免除の要件である指定研修については、研修終了には所定の試験に合格することが必要である旨を明記し、研修の内容等について情報公開するとともに、税理士審査会により継続的に検証する必要がある」としていることは、あるべき資格取得制度の確立という観点からは極めて不十分ではあります。現行制度を少しでも改革していこうとする姿勢は評価すべきであり、制度改革のための第一歩として支持することといたしたいと思います。

ただし、免除の要件となる指定研修について、現行法第8条第1項第10号が「税理士審査会が税理士試験の試験科目のうち会計学に属する科目について税理士試験の一部科目合格基準として規定する成績を得た者が有する学識と同程度のものを習得することができるものと認めて指定した研修」と定めていることとの均衡から、「改正要望書」に記述されている「所定の試験」は当然に税理士試験の会計学科目と同程度の水準でなければならず、しかもこのことが法律上明らかにされる必要があると考えます。

さらにこのことを担保するためには、「改正要望書」が述べているように、研修内容及び研修終了のための所定の試験内容について情報公開するとともに、税理士審査会による継続的な検証が不可欠であります。

## 2 意見の聴取

現行法では法第33条の2に規定する書面が添付されている申告書について更正をすべき場合について、税務署長は当該書面に係る税理士に意見を述べざる機会を与えなければならぬこととされていますが、「改正要望書」は「法第30条に規定する税務代理の権限を有することを証する書面を提出している場合には、更正前に税理士に対して意見を述べる機会を与え」と改正する」としています。

税務代理の委嘱を受けた業務の遂行にあたって、税理士は税務に関する専門家として独立した公正な立場において納税義務の適正な実現を図ることを使命としていることから、税務代理業務にともなって作成した申告書について課税庁と見解が異なることとなった場合に、専門家として意見を述べる機会が保証されるべきであり、このことは自明であり、このことが今般の法改正において明確にされることは当然のことです。

一部に、法第30条による書面が添付されている申告書と添付されていない申告書との間に取り扱い上の差異を設けることの是非が論じられていることですが、そのことは税務行政手続に関する問題であり税理士が専門家として業務を行うことの根拠となる税理士法上の規定とは区別されるべきであると考えます。

## 3 計算事項・審査事項を記載した書面の添付

「改正要望書」は「法第33条の2の書面添付のある申告書を提出した納税義務者を調査するときは、原則として調査着手前に書面を添付した税理士に当該申告書に関し意見を述べざる機会を与え」と改正する」と記述しています。

このこと自体は、前項で述べたように税理士の使命の規定から当然に導き出される法改正であり妥当なものであるといえます。特に、調査着手前に意見を述べざる機会を与えということになれば、少なくともこの書面を添付した場合には、実質的には調査の事前通知及び理由開示が強制されることとなり、我々が従来から主張してきた税理士の代理権限の強化に繋がるものであり歓迎すべきこととなります。ただし、法第33条の2による書面添付制度の趣旨を再検討して、この書面が税務行政の便宜にのみ利用されることのないように配慮すると同時に、適正な納税義務の実現を専門家として支援するための税理士業務遂行にとって有用なものとして活用されるための立法措置が必要であります。

したがって、添付する書面の内容については、貴会が主体性を持って抜本的に再構築する必要があると考えます。

またこの書面の記載内容そのものが課税庁からの監督の対象になるようなことがあっては制度の趣旨に反することとなるので、立法上の配慮を求めざるべきであります。

さらに、「原則として」という文言が拡大解釈されて、この規定自体が形骸化するようなことのないように十分に注視していく必要があると思います。

## 4 税務訴訟における税理士の地位に関する規定

税理士に課せられた使命が納税義務の適正な実現を図ることにあり、納税者が提起した税務訴訟を専門家として支援すべきであることは自明であり、税務訴訟における税理士の出廷陳述権の法制化は当然の法改正であります。

一部に、税理士法第1条の「独立した公正な立場」について、「税理士は納税者とは一線を画する立場にあるから納税者の代理人制度である出廷陳述権を認めることには疑義がある」という意見があることとありますが、税理士の使命は、申告納税制度の理念にそって納税義務の適正な実現を図ることとあり、税理士法第1条という「独立した公正な立場」とは、何人の指揮命令も受けることなく専門家としての自らの判断にもとづいて租税に関する法令を適用すべきことを規定したものであり、税理士は、納税者が税法の適用を誤っている場合にはこれを正し、課税庁が税法の解釈や運用を誤っている場合にはこれに對峙して租税法遵守を貫くべき立場にあります。そこで、専門知識のない一般納税者と課税庁との間に意見の相違があった場合で、課税庁の処分にも誤りのある疑いがあるときは、税理士は納税者の代理人として、司法の場においても税理士法第1条の要請に応えるべきであることは当然のことです。

また、税理士の出廷陳述権を認めるとしても訴訟代理人が選任されている場合に限定することとし、いわゆる本人訴訟については除外すべきであるとの意見があります。しかし、我が国の民事裁判が弁護士強制主義を採用せずに本人訴訟によって裁判を受ける権利も認めている以上、この意見には妥当性はなく、司法が国民の権利救済の最終機会であるとすると納税者の補佐をするための制度が望まれるのだと思います。

現在、司法制度改革審議会において、「国民にとって利用しやすい司法の実現」を目指して検討が行われていますが、我が国においては税務訴訟事例があまりにも少なく、また納税者勝訴率が極めて低い現状をみても、税金裁判については納税者にとって使いやすい司法制度になっていく時代を迎え、納税者にあります。経済社会がますます複雑化し税法がさらに精密かつ難解になっていく時代を迎え、納税者にとって利用しやすい税金裁判の仕組みを作るためにも、税理士に出廷陳述権を付与するための法改正は緊急の課題であると思います。

一方で、税理士会には出廷陳述権の付与を想定した十分な研修の実施が望まれるのであり、貴会においても法改正を待つことなく直ちにこのための研修に関する施策を実施していただくことを要望いたします。

さらにこの法改正が実現されたならば、我々税理士は出廷陳述権にもとづく実務の経験を十分に積んだ上で、ゆくゆくはドイツの税理士と同様に税務訴訟代理権を獲得すべきであると考えます。

## 5 勤務税理士に関する規定

「改正要望書」の記述は必ずしも明確ではありませんが、勤務税理士であっても専門家としての資質を備えているのであるから依頼者から直接委嘱を受けない場合にも税理士として法2条の業務を行うことが出来るようにしようという意図ではないかと推察いたします。

しかし、現行法上も勤務税理士は、①直接代理人になること、②雇用主税理士との共同代理人になること、③復代理人になること、によって税理士業務を行うことは出来るのであり、必ずしも現行法上で勤務税理士の活躍の場が阻害されているとはいえません。むしろ、「改正要望書」がいう補助者として行う税理士業務が専門家としての責任を果たし得るのかどうかについて新たな疑義が生じるおそれがあります。

この項目による法改正の効果は、単に勤務税理士の事務所所在地についての規制でしかないものであれば、見直しも含めて再検討すべきであると考えます。

## 6 法人制度

「改正要望書」は、税理士法人制度を創設する趣旨について、「税理士に対する納税者の複雑かつ高度なニーズに応えるとともに、税理士による継続的かつ安定的な業務提供や賠償責任能力の強化などの観点から、税理士の共同組織体である『法人制度』を創設する」と記述しています。この趣旨自体は国民のための税理士制度改革の方向に合致していると考えられます。

しかし、法人制度の創設は税理士業界が経験したことのない大変革であり、事務所経営上の問題のみならず、税理士制度の根幹に関わる様々な影響が予想されます。

法人制度の仕組みの詳細は、今後の法改正や、その後に続く政省令改正及び日税連会則・税理士会会則の改正等に委ねられることも多いと考えられますが、税理士制度の重大な変質や掲げられた制度創設趣旨を逸脱することのないように充分に留意していただくことを要望いたします。

## 7 紛議の調停に関する規定

税理士会が、専門家として独立した公正な立場を持つ税理士による団体であることを考えれば、組織としての自治機能を持つべきであることは当然のことであり、「改正要望書」が法による明確化を求めていることは妥当であると思います。

ただし、「改正要望書」がいう紛議の処理にかかる専担者ないし専担機関の設置に際しては、公平性と透明性が確保されなければならず、その担当役員の人選にあたっては若手会員を含む幅広い人材が登用されるべきであると考えます。

## 8 総会の決議の取消及び役員の解任、一般的監督、監督上の措置

税理士の使命は、税務に関する専門家として独立した公正な立場において納税義務の適正な実現を図ることとされています。この「専門家として独立した公正な立場」が税務行政からの独立という意義も包含していることは自明であり、この意味からすれば現行法49条の16は全文削除されるべきことは当然であります。

## 9 許可公認会計士の特例

資格取得制度はその資格制度の信頼性を保つ上で極めて重要であります。ところで、現行法第3条第1項第4号は公認会計士に税理士となる資格を無条件で付与しており、公認会計士は税法に関する専門家としての資質の検証を受けていないことから、現行の取り扱いには問題があります。

また、公認会計士には監査証明業務を通じて公益に資するという社会的使命があり、税理士には法第1条に定められた使命があり、両者は制度的に別異のものであるから、資格取得制度もまたそれぞれの社会的使命に照らして別異に構築されるべきであります。

従って、近い将来の法改正において法第3条第1項第4号は削除されるべきであると考えますが、同様の趣旨により、「改正要望書」が指摘している許可公認会計士の特例規定も当然に廃止されるべきであります。

許可公認会計士の特例は公認会計士が税理士登録することなく税理士業務を行うことを許す制度であり、関与件数の僅かな税理士や勤務税理士についても登録・入会が強制されていることとの均衡を考慮したとき、このような例外的な措置が既得権保護という理由によって存置されることは極めて不当であると考えます。

## 10 税理士職業賠償責任保険

現行の税理士職業賠償責任保険は、制度的に問題が多いので抜本的に見直すべきであり、その上で加入の強制についての検討を行うべきであります。

また、「改正要望書」は税理士法人に限って現行の税理士職業賠償責任保険を強制することを求めています。が、依頼者のために賠償資力を確保するという趣旨であれば、同時に個人たる税理士への強制も検討されるべきであると考えます。

以上